協議1号

長野市立七二会中学校の閉校に伴う

長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を 改正する規則(案)

及び

長野市特定地域学校選択制度について

## 1 経過

年月日	内容
令和4年2月2日	教育委員会において「長野市立七二会中学校を、令和6年3月31日をもって閉校とする」ことを決定
令和4年9月27日	市議会9月定例会で「長野市立学校設置条例の一部を 改正する条例」議決
令和4年10月5日	<ul><li>教育委員会にて「長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」改正(案)及び「長野市特定地域学校選択制度」について協議</li><li>「長野市立学校設置条例の一部を改正する条例」報告</li></ul>

# 2 閉校後の指定校について

### 七二会地区住民自治協議会、小・中学校PTA会長からの要望事項

指定校の変更にあたっては、生徒の教育環境をよく検討した上で決定いただき たい。

また、地区の要望に耳を傾け、保護者・生徒が複数の学校から選択できるようにされたい。

### 市教育委員会の対応(案)

- ○「長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」
  - 七二会支所の所管区域 ⇒ 川中島中学校を指定校とする
  - ※七二会中学校の卒業生台帳や学籍に係る重要書類等は、川中島中学校へ移管
- 〇「長野市特定地域学校選択制度」
  - 七二会支所の所管区域 ⇒ 裾花中学校、信州新町中学校も選択できる
  - ※これ以外の学校を希望する場合は、この制度によらず、指定校変更手続きにより認める。

# 3 長野市特定地域学校選択制度の内容

「長野市特定地域学校選択制度実施要綱」 別表

特定地域	選択可能学校
信更町氷ノ田の一部 信更町吉原 信更町今泉 信更町三水 信更町上尾 信更町涌池 信更町 桜井 信更町下平 信更町古藤 信更町安庭	長野市立篠ノ井西中学校
信更町赤田 信更町田野口 信更町氷ノ田の一 部 信更町灰原 信更町高野 信更町田沢	長野市立信州新町中学校
七二会支所の所管区域	長野市立裾花中学校 長野市立信州新町中学校

#### 長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する 規則(案)要綱

#### 教育委員会事務局学校教育課

Ę	事 項	説	明
1	改正の理由	長野市立七二会中学校の廃止により、その通学区域を長野市立 川中島中学校の通学区域に編入することに伴い、改正するもの	
2	改正の内容	(1) 長野市立川中島中学校の通学区域に、長野市支所設置条例に 掲げる七二会支所の所管区域を加える。 (2) 長野市立七二会中学校の通学区域に係る規定を除く。 (以上別表第2関係)	
3	施行期日	令和6年4月1日から施行する。	
4	審議状況	<ul><li>(1)総務部総務課との協議</li><li>(2)教育委員会法規審査会の決定</li></ul>	7月27日 月 日

長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する 規則(案)

長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(平成元年長野市教育委員会規 則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2川中島の項中「稲里町中央三丁目の一部」を「稲里町中央三丁目の一部 条例別表に掲げる七二会支所の所管区域」に改め、同表七二会の項を削る。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

#### 長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 新旧対照表

学校の通学区域に関する規則  平成元年9月30日長野市教育委員会規則第
平成元年9月30日長野市教育委員会規則第
通学区域
京の一部 川中島町原の一部 里島 川中島 中島町御厨の一部 川中島町今里 川中島町 中島町四ツ屋 三本柳西一丁目 三本柳西二 即西三丁目 川中島町今井原 稲里町中氷鉋 <mark>型町中央三丁目の一部</mark>
- 引げる七二会支所の所管区域
を